

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月23日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800197号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900016号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和50年4月1日、喪失年月日を昭和56年11月22日に訂正し、昭和50年4月から昭和56年10月までの標準報酬月額を12万7,467円とすることが必要である。

昭和50年4月1日から昭和56年11月22日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月1日から昭和57年8月まで

昭和50年3月に高校を卒業後、すぐにC施設で研修を受け、昭和50年4月にA社B事業所に正規職員として入社した。D職などをしながら、昭和57年夏頃まで勤務していたが、当該期間に係る年金記録がない。

当時の資料を提出するので、請求期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたE資料、B事業所F職発行のG資料及びH資料並びに複数の同僚の陳述によると、請求者は、昭和50年4月1日以後A社B事業所に在籍していたと認められる。

また、I共済組合(昭和\*年\*月までは、J共済組合)及びA社職員の履歴管理を行っているK社の各担当者は、職員及び準職員は、共済組合に加入していた旨陳述しているところ、K社は、請求者に係る人事記録等の資料は確認できないものの、上述のG資料及びH資料は、A社が職員に交付していたものである旨回答している上、共済組合の記録が確認できる複数の同僚も、請求者は職員又は準職員として勤務していた旨回答及び陳述している。

なお、退職日については、上述のとおりK社は、請求者に係る人事記録等の資料は確認できないため、在籍期間は不明である旨回答しており、請求者を記憶する複数の同僚からも、具体的な陳述は得られないところ、上述のH資料は、昭和56年11月21日付けで発行されていることから、請求者は、少なくとも昭和56

年11月21日までは、A社B事業所に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和50年4月1日から昭和56年11月21日までの期間において、J共済組合の組合員であったことが認められる。

また、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日を昭和50年4月1日に、資格喪失年月日を勤務が認められる昭和56年11月21日の翌日である昭和56年11月22日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定により計算することとされており、同僚の俸給及び賃金規定から推認される請求者の基本賃金10万1,800円を同条に基づき計算すると、標準報酬月額は12万7,467円となることから、請求者の昭和50年4月から昭和56年10月までの標準報酬月額については、12万7,467円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間については、上述のとおり、請求者に係る人事記録等の資料は確認できない上、退職日に関する陳述も得られないことから、請求者の当該期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間における共済組合員の資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和56年11月22日から昭和57年8月までの期間において、請求者が共済組合員であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900012号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900015号

## 第1 結論

昭和49年3月12日から同年4月までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和49年10月から昭和50年4月までの期間、昭和50年10月から昭和51年4月までの期間、昭和51年10月から昭和52年4月までの期間、昭和52年10月から昭和53年4月までの期間、昭和53年10月から昭和54年4月までの期間及び昭和54年10月から昭和55年4月までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年3月12日から同年4月まで  
② 昭和49年10月から昭和50年4月まで  
③ 昭和50年10月から昭和51年4月まで  
④ 昭和51年10月から昭和52年4月まで  
⑤ 昭和52年10月から昭和53年4月まで  
⑥ 昭和53年10月から昭和54年4月まで  
⑦ 昭和54年10月から昭和55年4月まで

A事業所に、知人の紹介で6か月勤務し6か月空けるという雇用条件で勤務したため、社会保険に加入する義務があった。しかし、請求期間①について、資格喪失日が昭和49年3月12日になっており、被保険者期間が4か月になっている。請求期間②から⑦においても、それぞれ6か月勤務したが被保険者記録がない。保険料は給与から控除されていたので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A事業所に昭和48年11月から6か月間勤務した旨主張している。

しかしながら、i) 請求者の請求期間①に係る失業保険の記録が確認できないこと、ii) B社の後継事業所であるC社の事業主及びA事業所の人事に関する資料を管理しているD社の担当者は、請求者に関する情報が確認できない旨回答又は陳述していること、iii) 請求者は、請求期間①に係るA事業所の退職年月日を記憶していない上、給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚に照会したものの、その回答及び陳述からは、請求者の請求期間①における勤務をうかがうことができない。

さらに、請求者は、昭和49年\*月\*日に国民年金の第1号被保険者資格を取得し、請求期間①において国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

請求期間②から⑦までの期間について、請求者は、A事業所に6か月勤務した後6か月空け、再度6か月の勤務を繰り返した旨主張している。

しかしながら、i) 請求者の請求期間②から⑦までの期間に係る失業保険又は雇用保険の記録が確認できないこと、ii) C社の事業主及びD社の担当者は、請求者に関する情報が確認できない旨回答又は陳述していること、iii) 請求者は、A事業所における正確な勤務回数、入社年月日及び退職年月日を記憶していない上、給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該事業所における勤務期間、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、A事業所の請求期間②から⑦までの期間に係る健康保険の整理番号は連番になっており、欠番はなく、請求者の名前は確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、その回答及び陳述からは、請求者がA事業所に勤務した期間を特定できない。

加えて、請求者は、請求期間②から⑦までの期間において国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。